

◎新潟県告示第64号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成27年1月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
小幡 紀夫	内科	田宮病院	長岡市深沢町2300	H26.11.7
増井 準治	内科	増井医院	妙高市上町3-16	H26.11.25